

災害危険区域における住居の建築認定について

- 1 災害危険区域内に建築できる市長が災害防止上支障がないと認める建築物  
(気仙沼市災害危険区域に関する条例施行規則（要旨）)

(建築物の認定)

第4条 条例第3条ただし書きの規定による市長が災害防止上支障がないと認める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅、長屋、寮等の建築物は居室の床面、旅館業法に掲げる建築物は宿泊室の床面が浸水深以上であって、1級建築士の安全証明書の添付
- (2) 児童福祉施設、病院等の建築物は、居室の床面が浸水深+3m、浸水深+7mの位置に避難場所を設置し、1級建築士の安全証明書の添付
- (3) 浸水深が2m未満の場所では、盛土又は基礎を高くし、土台等の木造部分が浸水深以上であれば、木造とすることができる。

- 2 既存の住宅等であって、居室以外の用途の建物を増築する場合は1項に係らず増築可能

- 2 災害危険区域内における住居等の認定件数（12月5日現在）

- |                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 規則第4条第1項第1号による認定 | 1件 |
| (2) 規則第4条第1項第3号による認定 | 5件 |
| (3) 規則第4条第2項による認定    | 1件 |